

★登記事項証明書と遺産分割協議書のサンプルと確認ポイント

<p>登記事項証明書</p> <p>補助開始の裁判 【裁判所】 長野家庭裁判所 【事件の表示】 令和2年(家)第12号 【裁判の確定日】 令和2年6月18日 【登記年月日】 令和2年6月24日 【登記番号】 第2020-0888号</p> <p>被補助人 【氏名】 近代 花子 (中略)</p> <p>補助人 【氏名】 近代 一美 (中略)</p> <p>【代理権付与の裁判確定日】 令和2年10月18日 【代理権の範囲】 別紙目録記載のとおり 【登記年月日】 令和2年10月25日</p> <p>上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。 令和3年4月4日 東京法務局 登記官 東城 一規 ㊞ 登記事項証明書(別紙目録)</p> <p>代理行為目録 1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分 2 預貯金の管理(口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し) 3 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割 (中略)</p>		<p>被補助人が相続人であることを確認する</p> <p>家庭裁判所で補助人が選任されていることを確認する</p> <p>代理権の場合には本人の署名押印は不要。代わりに後見人等の署名押印を確認する</p>
<p>(遺産分割協議書の署名欄)</p> <p>上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。 令和3年4月11日</p> <p>【後見人等に代理権がある場合】 長野県長野市長野1丁目1番1号 相続人 近代花子 上記 補助人 山梨県甲府市中央6丁目6番6号 近代一美 ㊞</p> <p>【後見人等に同意権がある場合】 長野県長野市川中島1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊞ 上記 補助人 山梨県甲府市中央6丁目6番6号 近代一美 ㊞</p>		

付与された代理権の範囲に遺産の分割が含まれていることを確認する

補助人に対し代理権の付与がされていることを確認する

同意権の場合には、本人に加えて後見人等の署名押印を確認する

ポイント

- 成年後見制度には後見・保佐・補助があり、医師の診断書等で家庭裁判所が判断
- 後見人等は本人の財産保全が目的。法定相続分を下回る分割には応じられない

年後見の種類のうちどれが適用されているのか、後見人等に与えられた権限等を丁寧に確認しなければなりません。代理権なのか同意権なのかによって遺産分割協議書や相続届の署名押印欄について、様式が異なります。

なお、第三者が後見人等に就任していれば問題ありませんが、本人と後見人等が相続人どうしの場合には、遺産分割協議において利益相反の問題が発生します。利益相反にあたる後見人等は遺産分割協議には参加することができません。そのため、家庭裁判所にて、特別代理人を選任してもらう必要があります。

遺産分割を踏まえた相続人以外の人からの払戻依頼への対応… こんなときどうする!?

相続人の後見人等といった人からの払戻依頼を受けた際の対応法を解説します。



① 相続人の後見人等から払戻しを依頼された…

成年後見制度は知的障害、精神障害、認知症など精神上の障害により判断能力が十分でない人が不利益を被らないようにするため、本人の判断能力が衰えた後、必要に応じて親族等が家庭裁判所に申立てをして、その人を援助する成年後見人等を付けてもらう制度です。

家庭裁判所は医師の鑑定書、診断書、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」のいずれかを決定します。

「後見」は、判断能力がまったくない状況にある人を保護する内容となっているため、後見人は本人を代理して遺産分割協議を行うこととなります。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。遺産分割協議(民法13条1項に定める行為に含まれる)については、保佐人の同意が必要となります。

なお、家庭裁判所に申立てを行うことにより、遺産分割手続きにおいて、保佐人に代理権が付与さ

れていることがあります。「補助」は、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分な人を支援するための制度で、遺産分割に関する手続きについては、原則として本人が行います。

ただし、本人の了解のもと、家庭裁判所に申立てを行い、相続に関する手続きについて補助人に代理権や同意権を与える場合があります。

なお、後見人等は、本人の財産を保全することを使命とするため、法定相続分を下回るような内容の遺産分割には原則として応じることができません。

成年後見の種類と代理権が同意権かを確認

まず、相続人本人を代理、あるいは本人に同意する形で遺産分割協議書や相続届に署名押印する後見人等を確認するために、法務局から交付を受ける成年後見登記制度の登記事項証明書の添付を求めます。

登記事項証明書等で、3つの成

★遺産分割協議書、審判書謄本等のサンプルとチェックポイント

(遺産分割協議書の署名欄)

(中略)

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和3年4月22日

長野県長野市長野1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊟

長野県長野市長野1丁目1番1号 未成年者相続人 近代一郎

上記 特別代理人 山梨県甲府市中央6丁目6番6号 近代 一美 ㊟

未成年者本人の署名押印は不要。代わりに親権者または特別代理人の署名押印を確認する

令和3年(家)第321号

審判
(中略)

上記申立人からの特別代理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主文

被相続人 近代 太郎 (令和3年3月3日死亡) の遺産につき、別紙遺産分割協議書のとおり分割協議をするにつき、未成年者の特別代理人として下記の者を選任する。

住 所 山梨県甲府市中央6丁目6番6号

特別代理人 近代 一美

令和3年4月4日 長野家庭裁判所 家事審判官 永野メイ ㊟

以上は謄本である 同日同庁裁判所書記官 葛西 祥明 ㊟

相続届または遺産分割協議書に署名された特別代理人であるか確認する

遺産分割協議書(案)

被相続人 近代太郎の死亡により開始した遺産相続において相続人近代花子および相続人近代一郎の特別代理人近代一美は、協議を行った結果、後記のとおり遺産分割協議が成立した。

なお、遺産分割の趣旨は、後記記載の相続預金のすべてを近代花子へ承継させることで、当該相続金を適切に管理し、未成年者である近代一郎の養育費や生活費にあてることにある。

(中略)

今回の相続預金の名義変更手続きとの内容相違がないかどうか確認する

審判書謄本上に審判が確定した旨の記載がない場合には、「確定証明書」をもって審判確定の確認をする



② 未成年者の特別代理人から払戻しを依頼された...

相 続が発生した場合、未成年者であっても当然に相続人としての権利を有します。しかし婚姻経験のない20歳未満の未成年者は、単独で遺産分割協議を含む法律行為ができないため、相続手続きにおいて注意が必要となります。なお、2022年4月より成人年齢が18歳に引き下げられます。

未成年者は自分自身で物事を判断する能力がないとされており、民法では未成年者が単独で行った一定の法律行為は取り消すことができます。

未成年者が相続人である場合の相続手続きにおいては、親権者である父母が子と共に相続人として、遺産分割協議に参加することができます。

ただ、未成年者が相続人である場合の相続手続きにおいては、親権者である父母が子と共に相続人として、遺産分割協議に参加することはできません。

遺産分割を有効に確定させるためには、未成年者の親権者つまり父母の代理が必要となります。

ケースも少なくありません。その場合には、利益相反関係が問題になります。利益相反とは、遺産分割協議において、父母が遺産を多く取得しようとするれば、子の取得分は少なくなる関係、一方の利益がもう一方の不利になるような関係を指します。

そのような利益相反関係にある状態では未成年者の権利を保護できないという見地から、家庭裁判所に申立てをして、利益相反関係がない特別代理人を選任することになります。

特別代理人の選任が必要になるケースとして、例えば配偶者・花子と子・一郎はどちらも近代太郎の相続人である場合、遺産分割において利益相反関係になります。そこで家庭裁判所に申立てをして、利害関係のない叔母・一美が特別代理人の選任を受けて、遺産分割協議に参加する——といったことが考えられます。

遺産分割協議書や選任の審判書謄本等を確認

未成年の相続人がいるのに、親権者や特別代理人が未成年者を代理せずに遺産分割協議を行った場合には、法律的には無効状態であり、後日遺産分割協議を初めからやり直すことも考えられます。相続預金の名義変更等に際してしまった場合、金融機関の責任を問われることも考えられますので十分な注意が必要です。戸籍謄本などで年齢を確認しましょう。

まず、確認したいのが遺産分割協議書・相続届です。署名押印欄に親権者または特別代理人の署名

押印があるか確認します。押印については印鑑証明書で確認します。未成年者自身が署名押印するわけではありません。

次に、親権者または特別代理人の身分を証明する書類として、戸籍謄本または家庭裁判所から交付を受ける特別代理人審判書の謄本の提出を求めます。

審判書謄本は、遺産分割協議書(案)とセットになっています。この遺産分割協議書(案)は、家庭裁判所は、未成年者の不利益にならない内容と認めたものです。実際に提出のあった遺産分割協議書や相続届と内容が整合しているかどうか確認しましょう。

ポイント

- 未成年者は、単独で遺産分割協議などの法律行為ができないため注意が必要
- 未成年者と親権者が共に相続人である場合、特別代理人が選任されることも

★公正証書遺言と審判書謄本のサンプルとチェックポイント

平成25年第302号

遺言公正証書 正本

本職は、平成25年9月10日、遺言者近代太郎（昭和19年1月9日生）の囑託により証人 現代 進、証人 古代 遼の立会のもと、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。

(中略)

一、東ながの信用金庫 川中島支店に所在する下記預金

普通預金 口座番号 13579
定期預金 口座番号 97531

2条 遺言者は、上記以外の一切の財産を遺言者の長男一郎に相続させる。

3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払戻し、解約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。

長野県長野市栗田3丁目3 遺言執行者 古志 勉

(中略)

この証書は、平成25年9月10日本職役場において、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従い作成し、同条第5号にもとづき、次に署名押印する。

長野県長野市長野9丁目9番9号 長野法務局所属 公証人 野沢 泉 ㊟

この正本は公正証書の原本によって作成し、囑託人 近代太郎に交付するものである。

平成25年9月10日本職役場において
長野県長野市長野9丁目9番9号 長野法務局所属 公証人 野沢 泉 ㊟

令和3年(家)第1122号

審判
(中略)

上記申立人からの遺言執行者選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

遺言者 近代 太郎 (令和3年3月3日死亡) の遺言につき、その執行者として下記の者を選任する。

住 所 長野県長野市栗田3丁目3
遺言執行者 古志 勉

令和3年4月4日 長野家庭裁判所 家事審判官 永野メイ ㊟
以上は謄本である 同日同庁裁判所書記官 葛西 祥明 ㊟

遺言書に記載された相続預金の情報を確認する

遺言書に相続預金の記載漏れがある場合に、記載外の財産の承継者がだれであるのか確認する

指定された遺言執行者の情報を確認する

公証人の署名押印を確認する

遺言者が預金名義人と同一人物であることを確認する

指定された遺言執行者の情報を確認する

審判が確定した旨の記載がない場合には、「確定証明書」をもって審判確定の確認をする

③ 遺言執行者である弁護士から払戻しを依頼された…



遺 言書が遺されているケースにおいて、遺言執行者がいる場合とない場合では、相続預金の払戻手続きは大きく変わってきます。遺言執行者は、相続預金の手続き全般において大きな権限を有しています。

遺言執行者には、遺言書の内容に基づき、遺産の名義変更手続き等を単独で行う権限があります。相続人が複数人いる場合、書類への署名押印手続きなどが煩雑になりがちですが、遺言執行者がいれば、その人が相続人代表として手

続きを進めることとなります。遺言執行者を定める方法は大きく3つあります。

- ⑦ 遺言書で遺言執行者を指定
- ⑧ 遺言書で指名された第三者が、遺言者死亡後に遺言執行者を指定
- ⑨ 遺言者死亡後、家庭裁判所に請求して遺言執行者を選任

ここでは、よく見られる⑦と⑨を解説します。まず⑦の遺言書による遺言執行者の指定です。一般的に利用されているのが、自筆証書遺言・公正証書遺言の2つの方

式です。どちらの様式でも遺言執

行者の指定は可能です。遺言者は自由に遺言執行者を決めることができます。弁護士などの専門職や遺言信託を取り扱う金融機関、親族を指定することが多いです。

なお、保管制度を利用していない自筆証書遺言は、遺言書の内容を明確にするため家庭裁判所の検認を受けないとはいけません。公正証書遺言および保管制度を利用した自筆証書遺言は、検認手続きは不要となります。

あることを読み取ります。公正証書遺言ですので、検認手続きは不要です。保管制度を利用しない自筆証書遺言の場合には「検認済証明書」を入手しましょう。

続いて、遺言執行者の指定を確認します。来店した弁護士が遺言執行者に指定されているか確認します。遺言書に記載されている権限の範囲内で、遺言執行者は相続預金の払戻し等の手続きを単独で行うことができます。

利害関係人の申立てにより遺言執行者を指定できる

続いて、⑨の家庭裁判所において遺言執行者が選任される場合の書類を見ていきます。

遺言書に遺言執行者の指定がない場合や、すでに遺言執行者が亡くなっていた場合には、相続人・受遺者や債権者などの利害関係人からの申立てにより、家庭裁判所に遺言執行者の選任の申立てをすることが出来ます。

もちろん、遺言書があれば相続財産の名義変更を進めることがで

きるのですが、相続人全員の署名押印や印鑑証明書の提出が必要になるなど、手続きが煩わしい場合があります。特に相続人・受遺者が大勢いて、相続財産の数も多いような場合には、遺言執行者の選任は有効な手段だと思われれます。

家庭裁判所により遺言執行者が選任された場合には、遺言執行者選任審判書謄本をもってその事実を確認することになります。審判書において、来店した弁護士が遺言執行者に選任されているかを確認します。審判が確定した旨の記載がない場合には「確定証明書」をもって審判確定の確認をしましょう。

ポイント

- 遺言執行者には、遺言書の内容に基づいて手続き等を単独で行う権限がある
- 遺言書で指定しているケースや、家庭裁判所に請求して選任するケースがある

★相続財産管理人選任審判書謄本のサンプルとチェックポイント

令和3年(家)第123号

審判

【住所】 山梨県甲府市中央6丁目6番6号

【本籍】 山梨県甲府市中央6丁目6番6号

申立人 近代 一美

【本籍】 長野県長野市長野1丁目1番1号

【最後の住所】 長野県長野市長野1丁目1番1号

被相続人 近代 太郎(令和3年3月3日死亡)

上記申立人からの相続財産管理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主文

被相続人近代太郎の遺産につき、次の者を相続財産管理人に選任する。

住所 長野県長野市栗田3丁目3

古志 勉

令和3年4月1日

長野家庭裁判所 家事審判官 梶 法治 ㊞

被相続人が預金名義人と同一人物であることを確認する

選任された相続財産管理人について確認する

審判が確定した旨の記載がない場合には、「確定証明書」をもって審判確定の確認をする

- ポイント**
- ・相続人がいない場合、利害関係人の申立てにより、相続財産管理人が選任される
 - ・被相続人の戸籍謄本や相続財産管理人選任審判書謄本、印鑑証明書等を確認

られます。相続財産管理人は、請求の申し出があった債権者や受遺者、財産分与の審判があった特別縁故者に対し、その預金口座から弁済することになります。金融機関は一連の相続手続きのうち、被相続人名義の預金口座から相続財産管理人名義の預金口座への振替えの手續きに関与します。

相続財産管理人から相続預金の払戻依頼があったときには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と、その預金者の相続財産管理人であることが確認できる「相続財産管理人選任審判書謄本」(サンプル)と印鑑証明書を照合しましょう。

④ 相続財産管理人である弁護士から払戻しを依頼された…



相 続が発生した場合においては、いつも相続人がいるとは限りません。例えば、両親は既に他界し兄弟のいない生涯独身の人の相続、債務が多く関係者すべてが相続放棄を行うケースでは、相続人がいないことになります。

だれが相続人になるのかは民法で、被相続人の「配偶者」および「血族相続人」と定められています。配偶者はどのような場合でも相続人となる権利があり、血族相続人には相続する順位が決められています。まず、子がいれば子が

相続人となり、子がいない場合には直系尊属(親・祖父母等)、子も直系尊属もない場合には被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。相続順位は異なる者が同時に相続人となることはありません。

また、子・兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合には、死亡した子・兄弟姉妹の直系卑属(子等)が相続人となります。これを代襲相続といえます。

相続人は、被相続人の出生から死亡までの戸籍、相続人の現在の戸籍を確認することによって明らかになります。

相続財産の清算にあたり預金の払戻しをお願いします。えっと… 財産管理人って何の人? どう対応したらいいんだろう…

かになります。相続人となるべき人がおらず、遺言書が遺されていないときは、相続財産管理人が関与することになります。

また、相続人となるべき人がいても、その全員が相続放棄をすることで相続人不在となるケースもあります。相続では財産が残るとは限らず、債務が資産を超過した状況も考えられます。そこで相続人を保護するため、相続発生から3ヵ月以内に家庭裁判所に申し立てることにより、相続を放棄することが認められています。

相続財産管理人が相続財産を清算する

相続人がだれもない場合には、債権者・特別縁故者などの利害関係人からの申立てにより、家庭裁判所は「相続財産管理人」を選任します。選任後、相続財産管理人は、相続財産の清算に向けて次のような職務を行います。

① 相続財産の管理：相続財産の調査や、裁判所の許可を得て相続財産の換価処分などを行います。

② 債権者や受遺者への弁済：債権者への弁済を行った後に残額があれば、受遺者に分配します。

③ 特別縁故者への分与：被相続人の療養看護に努めるなどの特別の縁故があった者から請求があったときには、家庭裁判所は残余財産の全部または一部を分与します。

④ 国庫への帰属：特別縁故者にも分与されなかった財産は、最終的に国庫に帰属します。

この清算手續きにおいて、被相続人名義の預金口座は、相続財産管理人名義の預金口座に振り替え

⑤

相続人でない受遺者から払戻しを依頼された…



民

法では法定相続分を定めていますが、この割合はあくまでも法的な目安です。「個別の事情により特定の人に多く相続させたい」等、被相続人の遺志を遺産分割に反映させるのが遺言です。

遺言によって、遺産の承継者として指定された人が相続人であれば、その承継者は相続人で承継方法も相続と呼びます。一方で、指定された人が相続人以外の場合には、その承継者は「受遺者」と呼ばれ、承継方法は遺贈となりま

す。

相続預金の払戻手続きにおいて、遺言書等で遺言執行者が指定されている場合には、遺言執行者が行います。遺言執行者が指定されていない場合において、自店の相続預金を単独で受遺者が受ける場合は、その受遺者が単独で行うこととなります。

その受遺者が他の相続人・受遺者の相続預金の名義変更手続きを代表して行う場合には、「相続届」において相続人・受遺者全員の署名押印が必要となります。

なお、相続人以外の人に遺贈するケースでは、「遺留分」が問題になります。遺留分とは、「遺言によっても侵されない最低限の相続分」のことで、兄弟姉妹以外の相続人に対して認められています。

受遺者等に請求がなされる

この遺留分を侵害した遺言については、遺言の内容が執行されたのちに侵害された相続人から多く遺産を承継した相続人・受遺者に対し、遺留分侵害額請求がなされることとなります。

提示された遺言書については、以下のような内容を確認する必要があります。

- ① 保管制度を使わない自筆証書遺言の場合は、検認済証明書を確認する。
- ② 遺贈を受ける受遺者の情報を確認したうえで、印鑑証明書等で照合する。
- ③ 遺言書に記載された預金情報（金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号等）を確認する。
- ④ 遺言書に相続預金等の記載漏れがある場合は、遺言書に記載外の遺産の承継者がだれであるのかを確認する。

ポイント

- 受遺者単独で名義変更を行う場合、相続人・受遺者全員の署名押印は原則不要
- 遺留分を侵害した遺言は、侵害された相続人から遺留分侵害額を請求される